

連携管理保全事業の運用について

令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 3019 号

各 地 方 農 政 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事
全国土地改良事業団体連合会会長

殿

農林水産省農村振興局長通知

第 1 本通知の趣旨

今般、土地改良法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 14 号）により、土地改良区は連携管理保全計画を策定して連携管理保全事業を実施できることとされたところです。また、国及び地方公共団体は、これらが円滑に実施されるよう、土地改良区に対し、必要な指導、助言その他の援助に努めるものとされたところです。

このため、本通知では、土地改良区が関連施設の管理者、市町村、農業委員会、農業協同組合等の関係者（以下「関係者」という。）と連携を図り、適正かつ円滑に水土里ビジョンが策定されるよう、それぞれの関係者が取り組むべきことや留意事項を取りまとめたので御了知願います。

第 2 定義

連携管理保全事業	土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 57 条の 11 第 1 項に規定されたもの
連携管理保全計画	連携管理保全事業の計画のこと（以下「水土里ビジョン」という。）
関連施設	法第 57 条の 11 第 1 項に規定する土地改良施設との間に地域の自然的社会的諸条件からみて相当の関連性がある施設のこと
一体保全取組	法第 57 条の 11 第 1 項第 1 号に規定する土地改良施設の管理に関する活動と一体として行う当該関連施設の保全のために行うしゅんせつ、点検、修繕その他の取組のこと
経営診断	土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日付け農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1

	の（３）に規定する都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）が土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）を対象に農林振興局長の認定を受けた会計指導員等を活用して実施する経営診断のこと
改善指導	土地改良区機能強化支援事業実施要綱第５の１の（３）に規定する地方連合会が土地改良区を対象に会計指導員等を活用して実施する改善指導のこと
土地改良区運営基盤強化協議会	土地改良長期計画（令和３年３月２３日閣議決定）に基づき、都道府県毎に設立された協議会（以下「都道府県協議会」という。）
地域協議会	法第５７条の１４に基づき、水土里ビジョン策定に向けた検討を行うために設立される地域の協議会（設立は任意）

第３ 水土里ビジョン

１ 水土里ビジョンの考え方

（１）水土里ビジョンの趣旨

農村人口及び農業者の減少が進む中、土地改良施設のみならず関連施設も含めた施設全体での保全活動やその実施体制が脆弱化し、また、その体制の中心となる土地改良区自体も、小規模なものでは専任職員が不在であるものも少なくありません。

よって、地域の農業の持続性の維持のためには、土地改良施設及び関連施設の全体が適切に保全され、土地改良事業の効果が十分に発揮される必要があります。

そのためには、これまでのように施設ごと個々に保全を行うのではなく、地域の人的・金銭的資源を効率的に活用できるよう、土地改良区が関係者と連携の下、一体保全取組を行うための関係者間の役割分担の明確化、保全の中心を担う土地改良区と他の土地改良区との合併を含めた体制の整備、保全の効率化に資する情報通信環境の整備等の措置を計画的に行う必要があります。

この際、土地改良区や関係者が土地改良施設及び関連施設の全体の保全の取組の必要性及び方向性について共通認識を持つことが重要であり、主に中心となる土地改良区が関係者と連携して水土里ビジョンを策定の上、当該保全の取組を進めることが必要です（別紙１連携管理保全計画（水土里ビジョン）の様式例参照）。

水土里ビジョンは、別紙１の様式に基づき策定することとなりますが、様式中、Ⅰ総論及びⅡ地域の農業生産基盤の保全（１の（１）・（２）、２の（１）・（２））並びにⅢ土地改良区の運営基盤の強化（１、２の（１）・（２）の①－a）、３の（１）・（２）の①のa）については、水土里ビジョンへの記載が必須となります。

また、水土里ビジョンは、地域の土地改良施設及び関連施設の保全管理に係る将来像を定めることで地域の将来の姿をより具体化するものであり、その作成に当たっては

地域における農業の将来の在り方や農用地の利用方法を定める地域計画をはじめ、他の計画との調和を図るよう努める必要があります。

なお、水土里ビジョンは、強制ではなく、任意で策定されるものです。

(2) 水土里ビジョン策定の留意事項

① 更新積立関係

更新積立に当たっては、その前提として、対象となる施設の更新費用を誰が負担するのか地域全体での協議が必要です。当該協議に合わせて土地改良区がどの程度負担し、積み立てるのか協議が行われるよう努めてください。

② 准組合員

准組合員制度は、農地の集積が進む中で、担い手の意見を土地改良区の運営に適切に反映させるとともに、地域の実態に応じた耕作者と所有者の適切な役割分担を促進する等の観点から有効であり、水土里ビジョンに基づく役割分担の 1 つの方法となります。農地中間管理事業を活用する地区や基盤整備を実施する地区を受益とする土地改良区は、積極的に准組合員の導入に向けた検討を行うよう努めてください。

③ 施設管理准組合員

土地改良施設の管理に関連する活動を行うものは施設管理准組合員になることができます。この「管理に関連する活動」については、その範囲を狭く限定することなく、幅広い活動を対象として構いませんが、その活動について、水土里ビジョンに記載し、関係者と連携しながら行えるようにすることが望ましいため、その旨周知を図るよう努めてください。

④ 土地改良区の理事への多様な人材の登用促進

地域の土地改良施設等を将来にわたって適切に管理していくには、その主体となる土地改良区の運営の持続性を確保する必要があります、そのためには、現役世代から次世代への土地改良区運営のノウハウ等の継承が不可欠です。一方で、若年層や女性の理事への登用を図るためだけに定款を変更するのはハードルが高いのが現状です。水土里ビジョンの策定と併せて土地改良区の理事への多様な人材の登用に向けた検討が行われるよう努めてください。

⑤ 関係土地改良区の基礎情報の適切な把握・更新

水土里ビジョンには、別紙 1 の I の 1 の (3) のとおり関係土地改良区の基礎情報を定めることとしているところ、当該基礎情報に変更があったことのみをもって、水土里ビジョンの変更の認可を得ることは要しません。一方で、当該基礎情報は適切な把握・更新をする必要があります。

特に、組合員資格に関する情報が適切に更新されなければ、土地改良事業を適正かつ円滑に実施することが困難となることから、土地改良区は第 4 の地域協議会を活用するなどして、農業委員会と連携し、組合員資格の適切な把握に努めてください。

2 水土里ビジョンの区域

(1) 水土里ビジョンの区域の定め方

水土里ビジョンの策定に当たっては、地域性、用排水等の受益性、歴史的関連性などを考慮の上、水土里ビジョンの区域（以下、単に「区域」という。）を定め、重畳・重複・隣接関係にある土地改良区が一体となった上で、関係者と連携を密に取り組むことが重要です。

このため、都道府県は、水土里ビジョンを策定しようとする土地改良区に対し、地域性、用排水の受益性、歴史的関連性などを十分に踏まえた区域となるよう指導・助言を行うものとし、土地改良区は都道府県の指導・助言を踏まえたうえで区域を設定します。

また、区域を定めるに当たっては、土地改良区の受益地内に限らず、受益地外と連携して保全管理を実施することが適当と認められる場合は、これを含むことができるものとします。

このほか、区域を定める際に留意すべき事項は、次のとおりです。

① 既存の「土地改良区統合整備基本計画」との整合性

土地改良区統合整備基本計画は、都道府県知事が土地改良区間の重畳・重複、事業関連、行政区域などを考慮しつつ有識者に諮った上で、合併・解散構想を策定したものであることから、著しくかけ離れることのないように留意すること。

② 国営・都道府県営土地改良事業との関連性

国営・都道府県営土地改良事業を実施した地域は、水系等が同一である可能性が高いことから事業計画等を十分考慮すること。

③ 地域の核となる施設（ダム、頭首工、用排水機場、用排水樋門等）の受益性

注意点は②と重複するが核となる施設の受益性を十分考慮すること。

④ 行政区域などの地域性

核となる施設がない場合は、連携管理保全事業を適切に実施できる体制が可能となるよう行政区域などを十分考慮すること。

⑤ 統合整備後の受益性

水土里ビジョンは合併の前段階の準備となることもあるため、合併後、円滑に連携管理保全事業が行えるように十分配慮すること。

⑥ 情報通信技術との整合性

水土里ビジョンに情報通信技術（ＩＣＴ）の活用を位置付けようとする場合には、情報通信技術導入後の地域をカバーする通信網が構築されていることが必要となることから、通信網の整備状況や今後の見通しを十分考慮すること。

なお、都道府県は、水土里ビジョンを策定しようとする土地改良区に対し、区域を定めるための指導・助言を行おうとする場合、必要に応じ、都道府県協議会に意見を求めるものとします。

都道府県は、都道府県協議会に意見を求める場合、ア）区域の考え方、イ）区域内の中核となる土地改良区及び地域協議会を設立する場合の構成員、ウ）区域図、エ）その他参考資料を添付するものとします。

（２）区域の変更

水土里ビジョンを策定しようとする土地改良区は、区域を定めた上で、都道府県協議会の指導・助言を受けながら法第 57 条の 14 に規定する地域協議会の設置に向け取り組むこととなりますが、参加予定土地改良区の増加等により、定めた区域を見直す必要が生じた場合、都道府県の指導・助言の下、区域の変更を行うものとします。

(3) 数都府県にわたる区域の定め方

水土里ビジョンの地域が二以上の都府県にわたる場合には、地方農政局が指導・助言を行います。

地方農政局は、水土里ビジョンを策定しようとする土地改良区に対し、区域を定めるための指導・助言を行おうとする場合は、必要に応じ、関係する都府県協議会に意見を求めるものとします。

関係する都府県の都府県協議会に意見を求める場合は、(1) のア) からエ) までの資料を添付するものとします。

3 水土里ビジョンの申請

水土里ビジョンを策定した土地改良区は、法第 57 条の 11 第 1 項の規定に基づき都道府県知事に認可申請を行うこととなります(別紙 2 水土里ビジョンの認可申請書参照)。

この際、土地改良区は、法第 33 条第 3 号の規定に基づき重要事項の議決方法により総会の議決を経ることが必要となります。

また、連携管理保全事業は、附帯事業に該当することとなるため、水土里ビジョンの申請を行う際は、定款変更申請も同時に行うこととなります。

このほか、水土里ビジョンの内容によっては、土地改良区規約を変更することとなる可能性があることに御留意してください。

4 水土里ビジョンの認可・公告

(1) 都道府県知事の認可

認可基準については法第 57 条の 12 第 1 項で定められているところであり、都道府県知事は、法令上の要件を満たしているときは水土里ビジョンを認可することとなっています。

また、当初想定していた区域と異なる区域において水土里ビジョンを策定した場合であっても、法第 57 条の 12 第 1 項第 3 号の「申請に係る連携管理保全事業の適確な遂行が困難であると認められるとき」に該当しない限り認可することが可能です。

(2) 都道府県知事の公告

都道府県知事は、水土里ビジョンの認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならないこととされています(法第 57 条の 12 第 2 項)。

なお、認可した水土里ビジョンについては、優良事例の横展開を図る観点から、都道府県のホームページに掲載されるよう努めるものとします。

5 水土里ビジョンの変更

水土里ビジョンは、20 年から 30 年後の将来を見通して策定するものであり、適宜、検証を行いながら、必要に応じて水土里ビジョンを変更することが求められます。

6 数都府県にわたる区域の水土里ビジョンの認可等

水土里ビジョンの地域が二以上の都府県にわたる場合、申請しようする土地改良区は、地方農政局長（農林水産大臣）に水土里ビジョンの認可を申請するものとします。

申請を受けた地方農政局長は、第 3 の 4 を準用し、認可・公告を行います。

第 4 地域協議会

1 地域協議会の設置・運営

土地改良区は、水土里ビジョンの策定に当たり、地域協議会を組織することができることとされています（法第 57 条の 14 第 1 項）。

また、地域協議会の構成員は、協議の結果を尊重しなければならないとされているところです（法第 57 条の 14 第 2 項）。

水土里ビジョンは土地改良区及び関係者が連携して地域の土地改良施設及び関連施設の保全を行うためのものであり、実効性のある連携のためには地域協議会の設置が有効です。この点、土地改良区に対する指導監督権限を有する都道府県からの力強い指導・助言により、地域協議会が設立されるよう御指導ください。

2 地域協議会の構成等

地域協議会は、おおむね次の者によって構成するものとします。

構成員	摘要
土地改良区又は土地改良区連合	地域協議会の組織主体（土地改良施設の管理者）
水利組合、自治会及び農業協同組合	関連施設の管理者
関係市町村	区域と行政区域が重畳・重複関係にある市町村（関連施設の管理者である場合を含む）
農業委員会	地域の農地や営農について知見を有する者（土地改良事業の適正かつ円滑な実施に必要な組合員資格の把握への協力等の実施）
多面活動組織及び施設管理協力者	一体保全取組を行う者
その他	地域の実情に応じて選定

このほか、国営・都道府県営事業との関係性に応じてオブザーバーとして国及び都道府県の職員を加えることができるものとします。

3 地域協議会の活動

地域協議会は、以下の活動を行うものとします。

- ① 水土里ビジョンの策定に係る連携・協力・助言等に関すること。
- ② 連携管理保全事業に係る連携・協力・支援に関すること。
- ③ 法第 57 条の 11 第 4 項の意見聴取に関すること。
- ④ 「経営診断」及び「改善指導」を踏まえた水土里ビジョンの検討に関すること。
- ⑤ 水土里ビジョンの実効性、実現性が図られるよう、策定した水土里ビジョンの達成状況を定期的に検証するとともに、必要に応じて見直しを検討すること。

4 地域協議会の事務局

地域協議会については、土地改良区を事務局として運営することが望ましいですが、地域の実情に応じてその他の者が事務局を担う等、臨機応変に対応することも可能です。

第 5 経営診断及び改善指導

1 経営診断

土地改良区が運営基盤を強化するためには、経営収支の健全化の取組が重要であることから、地方連合会が行う経営診断を活用し、その結果と対応方針を水土里ビジョンに記載することで、具体的取組につなげるものとします。

なお、経営診断とは別に、公認会計士等の会計の専門家による助言を受けている場合は、経営診断と同様にその結果と対応方針を水土里ビジョンに記載することができるものとします。

また、地方連合会が行う経営診断については、農林水産省がその手法や留意事項等を取りまとめた「土地改良区の経営診断の手引き」を別途示しますので、地方連合会は、これを参考に、土地改良区の経営収支の健全化につながる経営診断を円滑に行うこととします。

2 改善指導

土地改良区が連携管理保全事業を円滑に実施するためには、水土里ビジョンに基づく管理保全の取組状況を検証することが重要ですが、地方連合会が行う改善指導を活用し、効率的な維持管理方法や施設規模の見直し、具体的な収入確保方策等に必要な調査・分析や指導を受けることで、より効果的な検証を行うことが可能となります。

第 6 都道府県協議会

1 趣旨

水土里ビジョンの策定に当たっては、その区域設定をはじめ、広域的な視点が不可欠であり、都道府県単位での指導・助言が必要です。

既に土地改良長期計画（令和 3 年 3 月 23 日閣議決定）に基づき、関係機関による都道府県協議会が設置されているところですが、本通知により、従前の活動を見直すとともに、新たな活動を明示したので、これらに基づき都道府県協議会が積極的に活動することにより、水土里ビジョンの策定等が推進されるよう努めることとします。

2 都道府県協議会の組織

(1) 都道府県協議会の構成

都道府県協議会は、土地改良区を指導監督する都道府県（農業農村整備事業担当課及び土地改良区指導担当課並びに出先事務所）を中心に、地方農政局（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。）、地方連合会のほか、都道府県内の実情に応じ、必要な者をもって構成することとします。

(2) 運営実務委員会、事務局、指導助言体制

運営事務委員会、事務局、指導助言体制については、従前どおり都道府県内の実情に合わせて、適宜、運営するものとする。

3 都道府県協議会の活動

都道府県協議会は、各土地改良区が策定する水土里ビジョンに基づく連携管理保全事業が将来にわたって適正かつ継続的に実施されるよう、適宜、指導・助言を行うものとします。

なお、多様な人材登用に関して土地改良区に指導・助言する場合は、地域や土地改良区の実情に配慮するとともに、理事として適正な者が選任されるよう丁寧に対応するものとします。

① 水土里ビジョン策定の促進

土地改良施設等の保全に地域の関係者が連携して取り組むための土地改良区による水土里ビジョンの策定を促進し、当該ビジョンに基づく連携管理保全事業が適切に実施されるよう、次に掲げる取組を行うものとします。

ア 水土里ビジョンを策定する土地改良区への助言

水土里ビジョンの策定が円滑に行われるよう、都道府県からの求めに応じ、当該ビジョンの策定に関係する土地改良区に対して、水土里ビジョンに位置付ける事項や区域等について助言を行うものとします。

イ 地域協議会への出席

水土里ビジョンの策定に当たって、土地改良区があらかじめ意見を聴くこととされている地域協議会における協議が円滑に行われるよう、その求めに応じて地域協議会へ出席し、助言等を行うものとします。

また、水土里ビジョンの区域内の関係者に対し、地域協議会の構成員となるよう働きかけを行うものとします。

ウ 都道府県との調整

水土里ビジョンの策定区域の指導・助言を行おうとする都道府県から意見を求められた際は、適宜、対応するものとします。

エ 水土里ビジョンの見直しに関する土地改良区への適切な助言

水土里ビジョン策定後の状況の変化等により、水土里ビジョンに記載された役割及び経費の分担等と実際の取組との間に乖離があると認められる場合は、実態に即

して水土里ビジョンの見直しが行われるよう助言を行うものとします。

オ その他

アからエまでに掲げる事項の他、土地改良区による水土里ビジョンの策定及び地域協議会の円滑な運営に関して必要な協力を行うものとします。

② 土地改良区の経営診断等への協力

ア 経営診断

都道府県協議会は、地方連合会が行う経営診断実施地区の選定における連携、地方連合会が作成する経営診断結果の内容の調整（保証）、診断結果を踏まえた経営健全化の取組に係る土地改良区への指導及び助言を行うものとします。

イ 複式簿記の推進

期末一括仕訳により貸借対照表を作成している土地改良区において、引き続き、複式簿記への移行が円滑に行われるよう、あらかじめ選定した期末一括仕訳の対象土地改良区に対し、都道府県協議会で決定した活動計画等に基づき、必要に応じて指導及び助言を行うものとします。

③ 統合整備等の推進

ア 統合整備

小規模（受益面積 300ha 未満）な土地改良区が全体の 6 割以上を占めている状況を踏まえ、統合整備の推進が引き続き急務となっています。このため、都道府県が策定する土地改良区統合整備基本計画等に基づき合併を推進するとともに、合併予備協議及び合併協議会の設立・運営に積極的に関与し、指導的役割を果たすものとします。

このほか、県域の事務連合設立に向けた関係団体の調整・指導・助言を行います。

なお、統合整備推進の状況や末端の施設管理の状況を踏まえ、土地改良区統合整備基本計画等の見直しを推進します。

イ 解散

土地改良区の解散については、将来の土地改良事業の実施等も踏まえ、市町村等の関係機関と十分な調整を図るよう助言を行うとともに、通常総会の開催等が困難となっている休眠状態の土地改良区については、都道府県知事の解散命令による法第 71 条の 7 の規定の適用を念頭とした関係機関との調整を図るものとします。

ただし、休眠土地改良区の休眠状態を解消するための施策を優先し、解散が機械的に行われることのないよう留意するものとします。

土地改良施設等連携管理保全計画

【〇〇地域水土里ビジョン】

令和 年 月

対象区域の所在地：

(代表)	〇〇土地改良区
	●●土地改良区
	◇◇土地改良区
	△△土地改良区

目次

I 総論	13
1 地域及び関係土地改良区の概要	13
(1) 水土里ビジョン策定の目的	13
(2) 水土里ビジョンの対象区域	13
(3) 関係土地改良区の基礎情報	13
2 財政状況	14
3 管理施設の状況	15
(1) 土地改良区管理施設	15
(2) 土地改良区以外が管理主体の施設	15
II 地域の農業生産基盤の保全	16
1 基幹施設の保全	16
(1) 管理の実施主体・役割分担の明確化	16
(2) 施設（施設群）の計画的な更新・整備補修	16
(3) その他効果的・効率的な管理に向けた取組	16
2 末端施設の保全	16
(1) 管理の実施主体・役割分担の明確化	16
(2) 施設（施設群）の計画的な更新・整備補修	16
(3) その他効果的・効率的な管理に向けた取組	16
3 営農環境の向上（各種事業実施に向けた環境整備）	17
(1) スマート農業の実現に必要な基盤整備	17
(2) 省力化に向けた基盤整備（（1）の基盤整備を除く）	17
(3) 情報通信施設の整備	18
(4) 荒廃農地の再生・一時管理	18
(5) その他	19
4 地域全体の施設管理適正化	19
III 土地改良区の運営基盤の強化	20
1 人材の確保	20
(1) 職員の確保	20
(2) 役員の多様性の確保	20
2 経営収支の健全化	20
(1) 財務状況と方針	20
(2) 更新等に要する費用の調達の見通し	21
(3) 収支の健全化の取組	21
(4) その他	22
3 組織体制の強化	22
(1) 准組合員制度の導入状況	22
(2) 業務継続計画（BCP）等の策定	23
(3) 再編整備	23
4 その他	24

土地改良施設等連携保全推進協議会の構成員

土地改良区	
市町村	
農業委員会	
農業協同組合	
水利組合等	
多面的機能支払 活動組織	
その他	
オブザーバー	

I 総論

1 地域及び関係土地改良区の概要

(1) 水土里ビジョン策定の目的

--

(2) 水土里ビジョンの対象区域

市町村名	大字名	備考

注) 詳細は別添1 対象区域一覧及び対象区域図のとおり

(3) 関係土地改良区の基礎情報

① ○○土地改良区

	組員	准組員	施設管理准組員
a) 組員数 (人)			

	田	畑	樹園地	その他	計
b) 地区面積 (ha)					

	50 歳未満	50 歳以上 60 歳未満	60 歳以上 70 歳未満	70 歳以上	計
c) 総代数 (人)	()	()	()	()	()
d) 理事数 (人)	()	()	()	()	()
員内	()	()	()	()	()
員外	()	()	()	()	()
e) 監事数 (人)					()
員内					()
員外					()
f) 職員数 (人)					()
事務系					()

		専任					()
		兼任					()
	技術系						()
		専任					()
		兼任					()
							()

注) 女性数は、内数で () 書きとする。

	事業名	受益面積	工期	事業費	備考
g) これまでに実施した主な土地改良事業					

	重畳・重複の状況			同一市町村内の土地改良区
	土地改良区名	重複面積 (ha)	重複組合員数 (人)	
h) 他の土地改良区との重複等				

② △△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

2 財政状況

(1) ○○土地改良区

① 財政状況 (収支決算書、貸借対照表、正味財産増減計算書等を添付)

令和 年度			
一般会計	収入	千円	
	支出	千円 (うち次年度繰越金	千円)
特別会計			
(	) 収入	千円	
	支出	千円 (うち次年度繰越金	千円)
(	) 収入	千円	

	支出	千円（うち次年度繰越金	千円）
（	）収入	千円	
	支出	千円（うち次年度繰越金	千円）

② 経常賦課金（10a 当たり平均）

③ 特別賦課金（10a 当たり平均）

（2）△△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

3 管理施設の状況

（1）土地改良区管理施設

（2）土地改良区以外が管理主体の施設

Ⅱ 地域の農業生産基盤の保全

1 基幹施設の保全

(1) 管理の実施主体・役割分担の明確化

--

(2) 施設（施設群）の計画的な更新・整備補修

--

(3) その他効果的・効率的な管理に向けた取組

① 管理水準向上のための取組

--

② その他の取組

--

2 末端施設の保全

(1) 管理の実施主体・役割分担の明確化

--

(2) 施設（施設群）の計画的な更新・整備補修

--

(3) その他効果的・効率的な管理に向けた取組

① 管理水準向上のための取組

--

② 多面的機能発揮促進事業（多面的機能支払）との連携

a) 多面的機能発揮促進事業（多面的機能支払）の実施方針

	現状			今後			備考
	実施していない	地区内全域	地区内一部	実施予定なし	地区内全域	地区内一部	
事務受託	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
活動組織に参加	☐	☐	☐	☐	☐	☐	

注）該当する事項の□にレ点を記入する。

b) 事務受託の内容【aで「事務受託」を選択した場合に記入】

現状	今後

c) 活動組織に参加する場合の活動内容【aで「活動組織に参加」を選択した場合に記入】

現状	今後

③ その他の取組

--

3 営農環境の向上（各種事業実施に向けた環境整備）

（1）スマート農業の実現に必要な基盤整備

① 実施地区名等

実施地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定有無

② 自動走行農機等の導入を推進するための基盤整備（実施予定）の内容

大区画化	ターン農道の整備	用水路パイプライン化	その他

③ 導入予定の省力化技術の概要

導入する 省力化技術	導入予定 面積	導入 予定数	割合	活用農家 予定数	管理体制 (予定)

④ 見込まれる効果

取組	効果

（2）省力化に向けた基盤整備（（1）の基盤整備を除く）

① 実施地区名等

実施地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定有無

② 現状の営農や維持管理上の課題

--

③ 導入予定の省力化技術の概要

導入する 機械	導入予定 面積	導入 予定数	割合	活用農家 予定数	管理体制 (予定)

④ 見込まれる効果

--

(3) 情報通信施設の整備

① 情報通信施設の通信規格

--

② 情報通信施設の整備の用途

--

③ 土地改良区及び土地改良区以外の費用負担、土地改良区における収支の計画

--

(4) 荒廃農地の再生・一時管理

	実施する	実施しない	備 考
荒廃農地の再生	☐	☐	
一時的な農地管理	☐	☐	

注) 該当する事項の□にレ点を記入する。

(実施する場合の取組内容)

	伐根・草刈	耕起	畔塗	ゴミ除去	その他
荒廃農地の再生	☐	☐	☐	☐	☐

注) 該当する事項の□にレ点を記入する。

(5) その他

4 地域全体の施設管理適正化

① 土地改良区管理施設の農外効果

--

② 農外利用に伴う管理費増嵩対策（市町村等協議制度等の検討）

協議済み	協議中	協議予定	協議を検討	協議しない
☐	☐	☐	☐	☐

注）該当する事項の□にレ点を記入する。

Ⅲ 土地改良区の運営基盤の強化

1 人材の確保

(1) 職員の確保

① ○○土地改良区

	現在	人材確保に向けた取組方針
a) 専任職員数（人）		
b) 兼任職員数（人）		
c) その他（期間的任用職員、アルバイト、パート等）（人）		

注) 専任職員数は2名以上の配置を目標に位置付けることが望ましい。

② △△土地改良区

(2) 役員の多様性の確保

① ○○土地改良区

	現在		人材確保に向けた取組方針
	理事	監事	
役員数	人	人	
うち女性役員	人	人	
うち若手役員（50歳未満）	人	人	
うち多様な知見、経験を有する役員（企業経営経験者、弁護士、会計士・税理士、多面組織関係者等）	人	人	

② △△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

2 経営収支の健全化

(1) 財務状況と方針

① ○○土地改良区

a) ビジョン策定時の経営診断の結果

--

b) 経営診断結果に基づく対応方針

--

② △△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

(2) 更新等に要する費用の調達の見通し

① ○○土地改良区

a) 更新等に要する費用の調達の方針

更新積立予定（又は 実施中）（注）	積立予定なし	備考
☐	☐	

注）該当する事項の□にレ点を記入する。

注）本項目における積立とは、施設更新積立計画及び施設更新積立金管理規程を策定の上、これに基づく積立て及び積立金の管理を行うことを指す。

b) 施設更新積立計画及び施設更新積立金管理規程の策定状況（a で更新積立予定と答えた場合のみ）

施設更新積立計画の策定状況		
策定済み	今後策定予定	その他
☐	☐	☐
施設更新積立金管理規程の策定状況		
策定済み	今後策定予定	その他
☐	☐	☐
備考		

注）該当する事項の□にレ点を記入する。

② △△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

(3) 収支の健全化の取組

① ○○土地改良区

a) 収入確保策を含む維持管理に係る負担の軽減に向けた取組

再生可能エネルギー利活用			他目的使用		
小水力発電	太陽光発電	風力発電	再エネ発電用地	看板設置	駐車（輪）場
☐	☐	☐	☐	☐	☐

他目的使用		その他の附帯事業		施設省エネ化	
湖面利用	その他			施設省エネ化・コスト削減 (ハード)	施設省エネ化・コスト削減 (ソフト)
☐	☐	☐	☐	☐	☐
土地改良区の運営（人的体制の見直し）					
総代数減	役員数減	役員報酬減	職員・操作員 減	その他・業務合理化	
☐	☐	☐	☐	☐	

注) 現在実施中又は今後実施する取組がある場合は、該当する事項の□にレ点を記入する。

下段には、実施中／実施予定の別や、具体的実施内容等を記入する。

例示以外に取り組む財源確保の事項があれば、附帯事業を逸脱しないことを都道府県に確認の上、具体的に記述すること。

b) 支出削減に向けた取組

施設再編・集約	施設ダウンサイジング	その他
☐	☐	☐

注) 現在実施中又は今後実施する取組がある場合は、該当する事項の□にレ点を記入する。

下段には、実施中／実施予定の別や、具体的実施内容等を記入する。

② △△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

(4) その他

--

3 組織体制の強化

(1) 准組合員制度の導入状況

① ○○土地改良区

	現状	今後の方針
准組合員	☐ 有り () ☐ 無し	
施設管理准組合員	☐ 有り () ☐ 無し	

注) □にレ点や () に人数・団体数を記載すること。

② △△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

(2) 業務継続計画 (BCP) 等の策定

① ○○土地改良区

a) BCPの策定状況

業務継続計画 (BCP) の策定状況			
策定済み	一部策定済み	今後策定予定	その他 (未定等)
□	□	□	□
備考 (策定予定時期やその他の具体的な内容等)			

注) 地域の業務継続計画について、該当する事項の□にレ点を記入する。

b) BCPの実効性確保のための取組

--

② △△土地改良区

※複数の土地改良区で共同して策定する場合は、適宜欄を追加。

(3) 再編整備

① 再編整備に向けた方針

--

② 再編整備の計画

a) 合併 (見込み)

改良区名	面積	組員	総代	理事	監事	職員	合併方法	備考
								予定年度
合併後								

注) 連合設立の場合は、当様式に準じて、適宜、記載する。

備考欄には、合併予定年度を記載する。

本項目に所要の事項を記載するとともに、本計画に省令第50条に掲げる書類を添付した場合において、本計画が認可を受けたときは、法第72条第2項の認可があったものとみなす。なお、合併見込みとして記載する場合は、本項目は法第57条の11第2項の「その他必要な事項」に該当する。

b) 組織変更 (見込み)

組織名	変更前 :	変更後 :
-----	-------	-------

継続管理施設	
移譲施設	
用途廃止施設	

c) 地区編入（見込み）

区 域	面 積	農家数	施 設	備 考

注）詳細は別表「対象区域一覧」、「土地改良施設一覧」のとおり。

土地改良区の受益内を基本としつつも、関係機関からの要請等により地区編入を検討する場合に記載。

d) その他

--

4 その他

--

注）必要事項を適宜記載する。

別紙 2 水土里ビジョンの認可申請書

番 号
年 月 日

〇〇県知事 殿

〇〇土地改良区
理事長 〇〇 〇〇 (代表)
△△土地改良区
理事長 △△ △△

土地改良法第 57 条の 11 第 1 項の規定に基づく連携管理保全計画の策定について（認可申請）

このことについて、土地改良法第 57 条の 11 第 1 項の規定に基づく連携管理保全計画を策定したので、認可をいただきたく、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 連携管理保全計画（水土里ビジョン）（案）について
- 2 地域協議会について
 - （1）地域協議会の規約及び構成員名簿の写し
 - （2）地域協議会における水土里ビジョン（案）の決定が分かる資料
 - ① 地域協議会総会議事次第写し
 - ② 地域協議会総会議事録写し

（協議会が設立されていない場合は、関係者への意見聴取文書及び回答文書の写し）
- 3 関係土地改良区の総（代）会について（注：全ての関係土地改良区分を添付すること）
 - （1）議事次第の写し
 - （2）議事録の写し

※別途、附帯事業として連携管理保全事業を実施する旨の定款変更についても申請すること